



7 組合で研修会を行う場合、講演者から請求書をもらわず、口頭で依頼した金額を支払っていました。インボイス導入になれば、これからは講演者から請求書をもらうことは必要になりますか？



組合がインボイス発行事業者でない場合は、これまで通りでよいでしょう。組合がインボイス発行事業者であり相手方からインボイスの交付を受ける場合は、交付を受けるインボイスの様式は法令や通達などで定められていないため、手書きであっても必要事項の記載があれば適格請求書に該当します。

現行の区分記載請求書の内容に加え、下記の項目が記載された請求書等を「インボイス＝適格請求書」と呼びます。

- ・適格請求書発行事業者の登録番号
- ・税率ごとに区分して合計した税抜価額または税込価額および適用税率
- ・税率ごとに区分した消費税額等



8 基本的に消費者向けの販売を行う事業者が、たまに課税事業者向けの販売もある場合、登録事業者になった方が良いのですか。 (登録するかしないか、どのように判断するのがいいか)



最終的な有利・不利については一概にはいえないものであり、自身の事業に係る実際の経費率や取引先事業者(発注者側)との交渉次第にかかっていることは言うまでもありません。取引先事業者(発注者側)からの一方的な値下げ通告要請などは、法律違反となる可能性があります。



9 直売所で農産物を委託販売する場合、適格請求書等の発行はどうするのでしょうか。



適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されると、直売所で農産物を委託販売する場合、事業者(買い手)から適格請求書の交付を求められた時は、適格請求書発行事業者である生産者(売り手)は適格請求書を交付しなければなりません。

このため、直売所は委託される生産者が適格請求書発行事業者か否かを確認しておく必要があります。また、生産者と直売所がともに適格請求書発行事業者である等、一定の要件を満たす場合には、直売所が生産者に代わって直売所の登録番号等を記載した適格請求書を交付することできる特例措置が講じられています。

直売所の対応としては、適格請求書等を交付するサービスカウンターを設けたり、適格簡易請求書兼用のレシート等を常に発行するなどが考えられます。直売所を利用する事業者に事前に登録してもらい、月1回等、一定期間内に行った取引分をまとめて適格請求書を発行することもできます。生産者と直売所経営者の間でよく話し合っていただき、現場にあった対応をご検討ください。

消費税インボイス制度対応支援事業をご活用ください

本会では、インボイス制度導入への対応を図るため組合及び組合員企業への専門家派遣を行っております。また、個別の相談窓口を設置しているほか、組合主催の講習会開催経費への助成も行っております。是非ご活用ください。

- | | |
|----------|--|
| 【対象】 | 県内の中小企業組合及びその組合員企業等 |
| 【内容】 | インボイス制度(インボイス制度対応に必要なデジタル化対応を含む)に関連したテーマ |
| 【補助対象経費】 | 専門家謝金・旅費、会場借料(自己所有の会議室を除く)等 |
| | 補助額は補助対象経費全額とし、組合への補助ではなく要した経費を本会が直接支払います。 |
| 【実施期間】 | 令和5年1月31日までに事業を完了すること |